

速度取締り指針

令和7年7月
宇部警察署

速度取締り重点路線

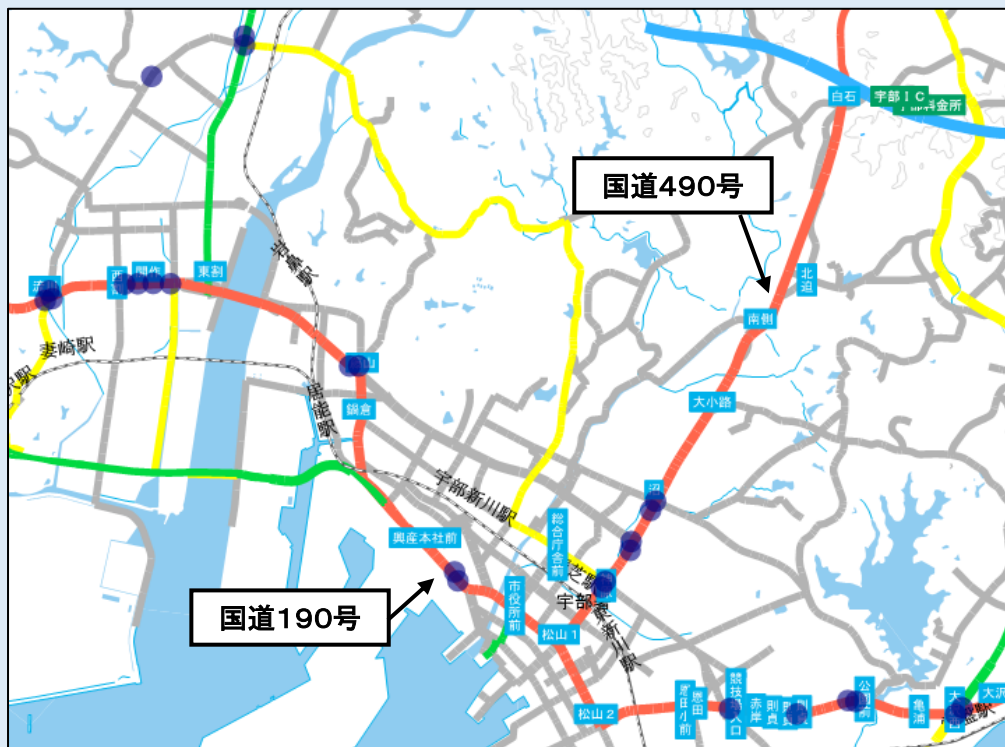
※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道190号	7:00 ~ 20:00	厚南～東岐波地区	60km/h
国道490号	7:00 ~ 18:00	上宇部～荒瀬・小野地区	50・60km/h
県道山口宇部線	8:00 ~ 20:00	西岐波・東岐波地区	60km/h
県道宇部空港線及び市道	7:00 ~ 18:00	大沢西交差点～明神町	60km/h (市道 50km/h)

- 国道190号、国道490号で人身事故が多発していることから、取締りを強化します。
- 県道山口宇部線は、自動車専用道路からつながる道路のため速度が速い車両が多く見られ、重大事故が発生する危険性が高いため、引き続き同路線の取締りを推進します。
- 県道宇部空港線及び明神町につながる市道は、空港や大型店舗が所在するため通行量が多い上、片側二車線で速度が出やすく、同路線で交通死亡事故が発生していることから、取締りを強化します。

管内における交通事故実態と分析結果

※ ● : 交通事故多発エリア



【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 令和6年～令和7年上半期(私道と駐車場を除く、令和7年は物損事故を除く)
- ・ 交通事故多発エリア : 半径100m以内で16件以上事故が発生しているエリア

- 令和7年上半期は交通死亡事故が3件発生し、負傷者は217人となっています。
- 人身事故が179件発生しており、そのうち国道での発生が45件でした。
- 国道190号、国道490号で交通事故多発エリアが多く見られます。

その他の交通指導取締り

- 横断歩道上で歩行者が被害に遭う交通死亡事故や重傷事故が発生しているため、横断歩行者妨害の取締りを強化します。また、通学時間帯の通行禁止違反や交差点関連違反の取締りを推進します。